



野畑証券研修教材



MLBのマネロン疑惑 AML/CFT


2024.4.25 実施

野畑経済研修所 畠山 久志

本日のポイント

- MLBのマネロン疑惑 (Ittupei Mizuhara)
- AML/CFTの概念
- AML/CFTの歴史
- AML/CFTの法規制
- FATFの概要
- FATFの対日4次審査結果
- AML/CFT業務の共同化 新会社の設立
- 第5次審査に備て

水原一平に対する起訴状2024年4月11日付

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">LODGED CLERK, U.S. DISTRICT COURT 4/11/2024 CENTRAL DISTRICT OF CALIFORNIA BY: _____ DEPUTY</div>	UNITED STATES DISTRICT COURT	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">FILED CLERK, U.S. DISTRICT COURT April 11, 2024 CENTRAL DISTRICT OF CALIFORNIA BY: _____ CLD DEPUTY</div>
for the Central District of California		
United States of America		Case No. 2:24-mj-02125-DUTY
v.		
IPPEI MIZUHARA,		
Defendant(s)		
CRIMINAL COMPLAINT BY TELEPHONE OR OTHER RELIABLE ELECTRONIC MEANS		
I, the complainant in this case, state that the following is true to the best of my knowledge and belief. On or about June 20, 2023, in the county of Los Angeles in the Central District of California and elsewhere, the defendant violated:		
<i>Code Section</i> 18 U.S.C. § 1344(2)	<i>Offense Description</i> Bank Fraud	
This criminal complaint is based on these facts:		
<i>Please see attached affidavit.</i>		
<input checked="" type="checkbox"/> Continued on the attached sheet.		
	<i>/s/ Chris Seymour</i> _____ <i>Complainant's signature</i> Chris Seymour, SA - IRS-CI _____ <i>Printed name and title</i>	
Attested to by the applicant in accordance with the requirements of Fed. R. Crim. P. 4.1 by telephone.		
Date: <u>April 11, 2024</u>	 _____ <i>Judge's signature</i>	
City and state: <u>Los Angeles, California</u>	Hon. Alka Sagar, U.S. Magistrate Judge _____ <i>Printed name and title</i>	

○罪状 連邦銀行詐欺罪第1344条

何人も故意に以下 (1)、(2) の計画または計略を実行、または実行しようとするときには、100万ドル以下の罰金もしくは30年以下の禁固、またはその両方の刑に処する。

(1)金融機関を欺くこと

(2)虚偽もしくは詐欺的な表示、表明、または約束によって、金融機関が所有するか金融機関が所有もしくは管理している金銭、資金、信用、資産、有価証券、またはその他の財産を取得すること

会見の様様

(東京新聞配信記事より)



事件の背景

- 国内歳入庁（IRA）がマネ・ーロンダリング対策として特定の違法賭博者の内偵を進めていた。
- その中で、MLBの大谷選手の銀行口座から違法賭博者に約7億円の送金記録が出てきた。

- 一方、大谷選手の投資アドバイザーから、大谷の銀行口座に不明な動きがあると内部告発があった。
- 特定の違法賭博者だけでなく関連の違法賭博者にも送金されていた。合計24億円が送金されていた。

4月11日の会見

○MLBドジャーズ大谷翔平選手の元通訳である水原一平被告人が違法スポーツ賭博の支払いのために**大谷翔平選手の銀行口座から多額の金を窃取した**として連邦銀行詐欺法違反でカリフォルニア中部地区連邦地方裁判所に訴追された。

○当日アメリカの連邦捜査機関で日本の国税庁にあたる内国歳入庁（IRS）と国土安全保障省、司法省の三者による合同記者会見が開かれ、連邦検事マーチン・エストラダが起訴に至る事件の内容を詳細に説明した。

起訴状で明らかになったこと

○内国歳入庁（IRS）と国土安全保障省、司法省の三者による合同記者会見が開かれ、連邦検事マーチン・エストラダが起訴に至る事件の内容を詳細に説明

○その根拠として国内歳入庁犯罪捜査部（IRS-CI）担当官の宣誓供述書が添えられている。供述書にはフォレンジック・アカウンティング（「訴訟会計」）を用いて事実関係の説明が加えられている。

－ 2

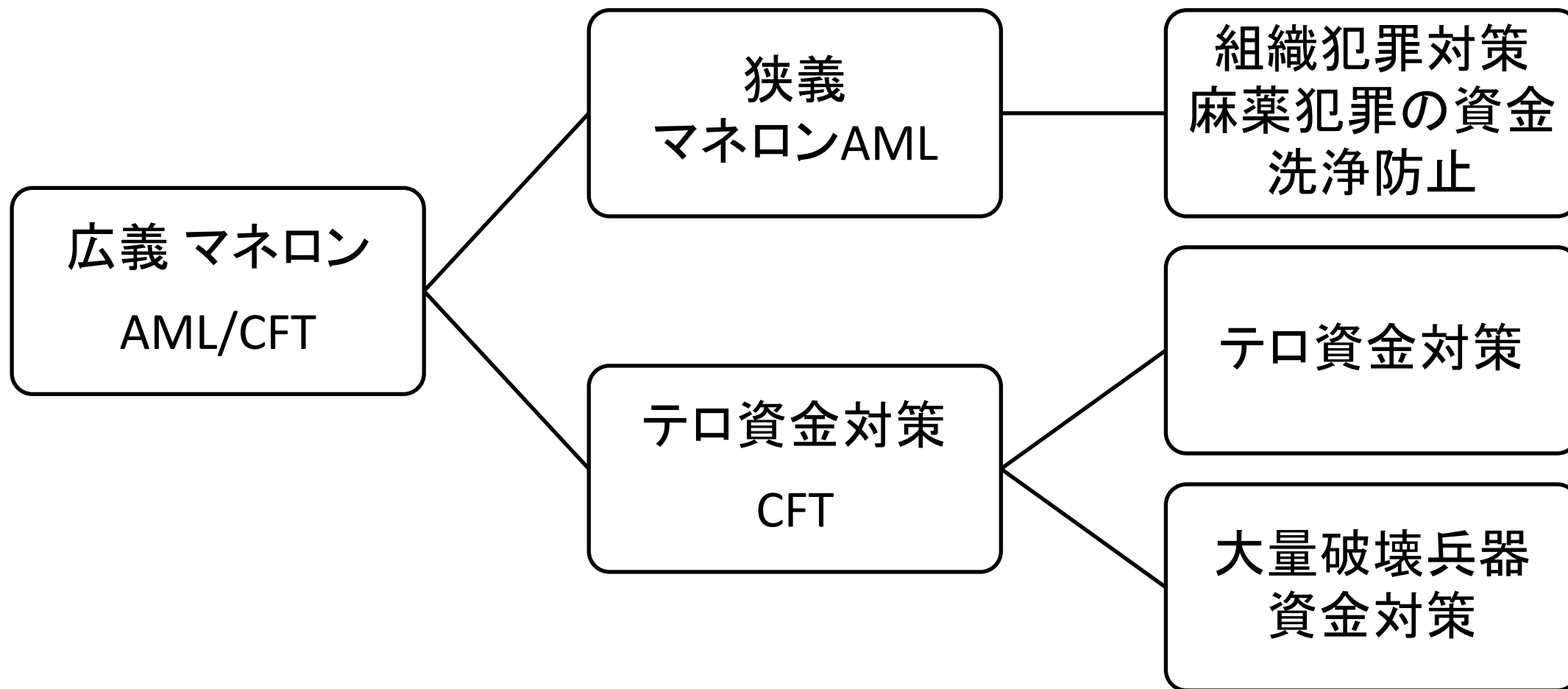
○大谷選手のエンジェルス球団から支払われる報酬の振込先銀行口座に無断でアクセスし、その口座に預けられていた資金を違法賭博の胴元に送金。コマースシャル等の口座は、共同管理されており、使われていない。

○大谷翔平選手は、一切の関与はなく全くの被害者であることが明確。一方違法賭博で勝った金は、水原一平被告人の口座に入れていたとのこと。

銀行詐欺罪

○銀行詐欺罪の該当行為としては、企業や銀行のサーバーやネットワークへのハッキング、顧客の銀行口座への不正アクセス、内部情報を利用した金融機関からの資金横領、小切手詐欺およびクレジットカード詐欺、顧客口座や従業員の認証情報への不正アクセスを伴う個人情報窃盗、書類の偽造を伴う住宅ローンその他のローン詐欺などが一般的な例として示されている。検察当局は、極めて広範な状況下で銀行詐欺罪を追及することが可能とされている。しかし、マネー・ロンダリングは含まれない。

マネー・ロンダリング (AML/CFT) の概念



AML (Anti Money Laundering) /CFT (Countering the Financing of Terrorism)

○マネー・ローンダリング (資金洗浄)

犯罪行為によって得た資金を合法的な手段に見せかけ、出自を困難にする行為

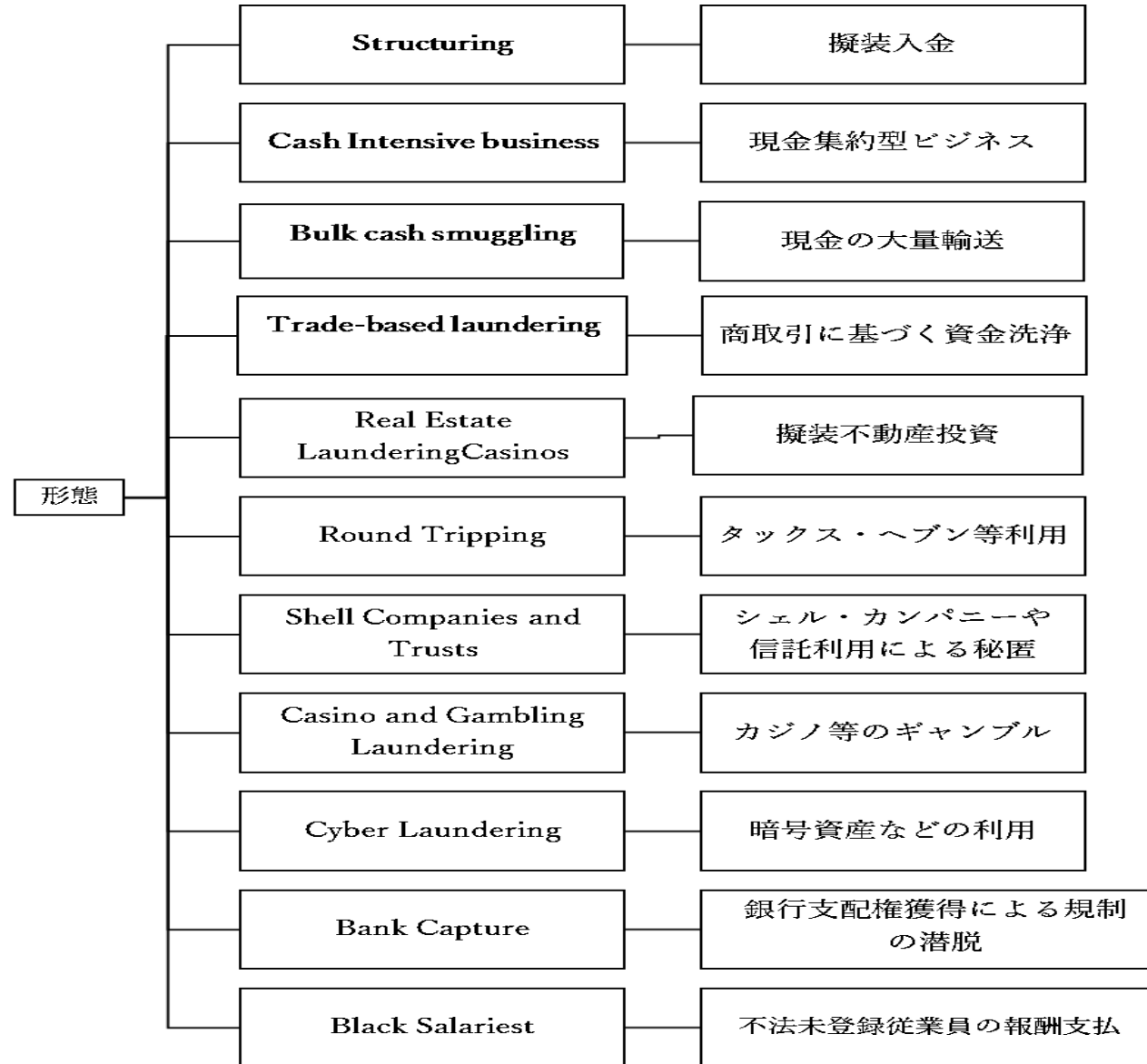
裏社会のおカネを表に出す

○テロ資金供与

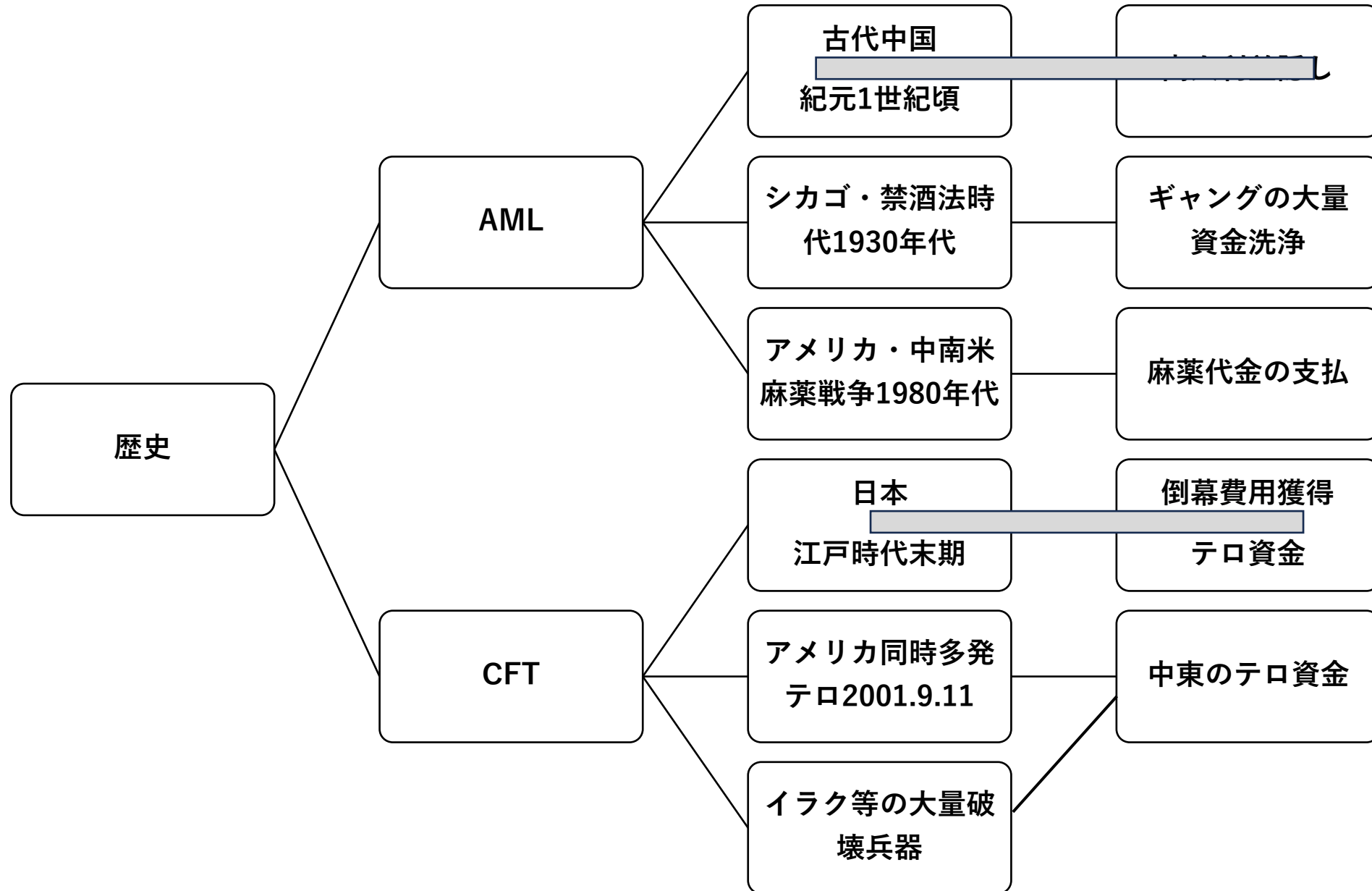
テロ行為実行を目的とした資金をテロリスト等に提供する行為

非合法テロ組織への資金供与

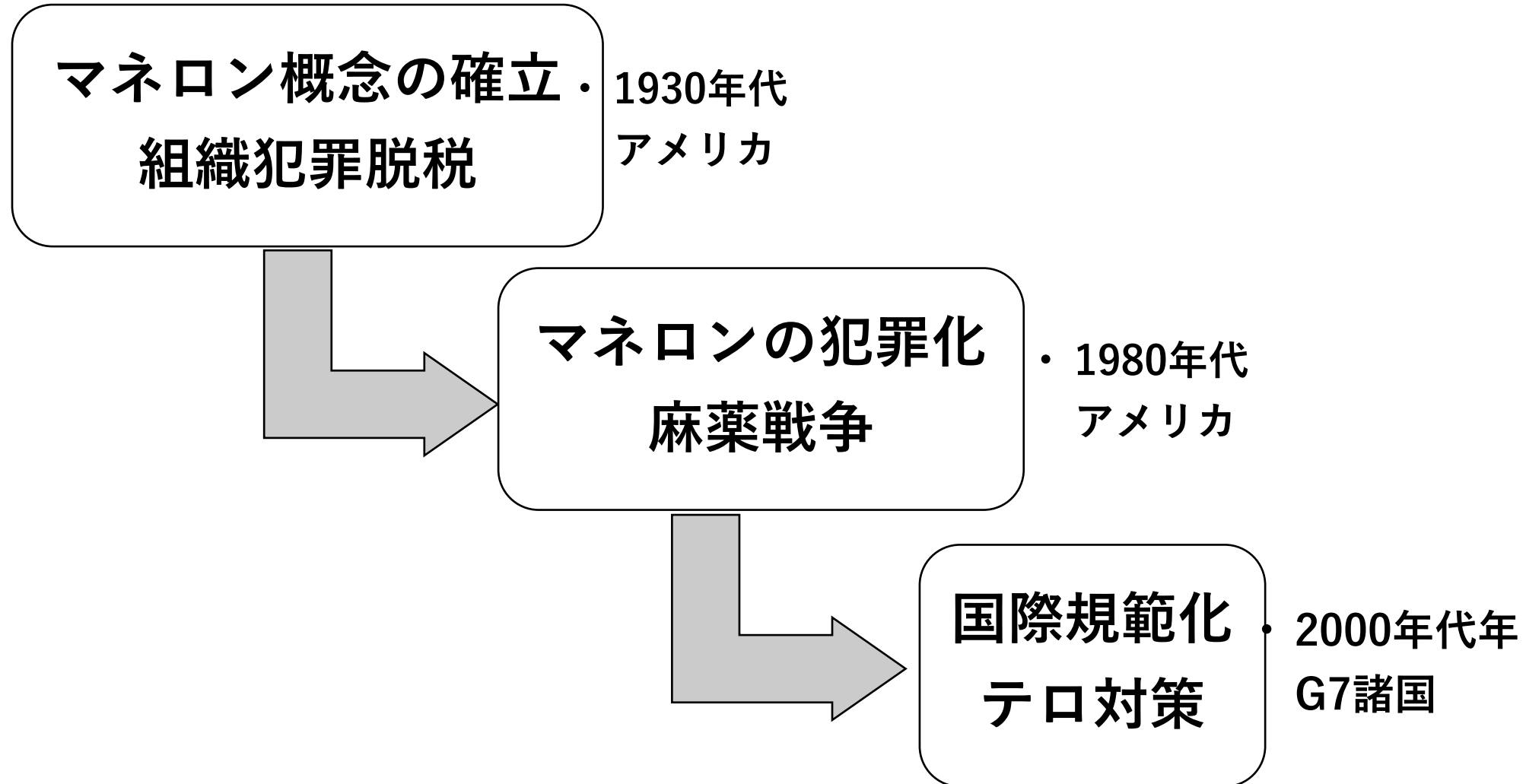
代表的AML/CFCの形態



AML/CFTの歴史



アメリカにおけるAML/CFTの歴史



アメリカのAML/CFT法の変遷



犯罪行為の種類



禁酒法 (1920-1933)

アル・カポネ (1899-1947)

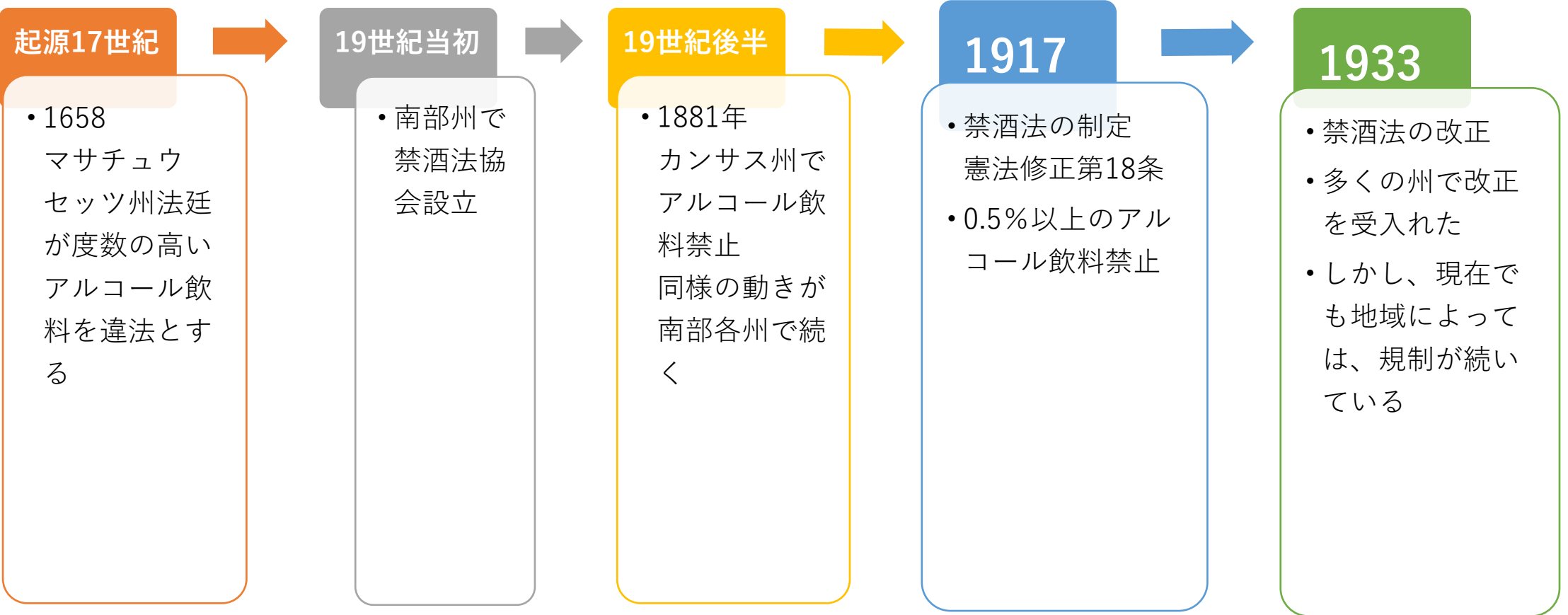


マネロン神話

禁酒法廃止を祝う



高貴な実験 (The Noble Experiment)



マネー・ロンダリングの規模（FATFの公表無）

○国連薬物犯罪事務所（UNODC）の推計（2011）

1年間世界マネー・ロンダリング金額

「世界のGDPの2～5%、米ドルに換算すると8,000億～2,000億ドル」

○アメリカの犯罪者は、25%程度のコストをかけ、マネー・ロンダリングをする。

AML/CFTの規制法（違法行為性）

⇒日本

刑法

外為法・銀行法

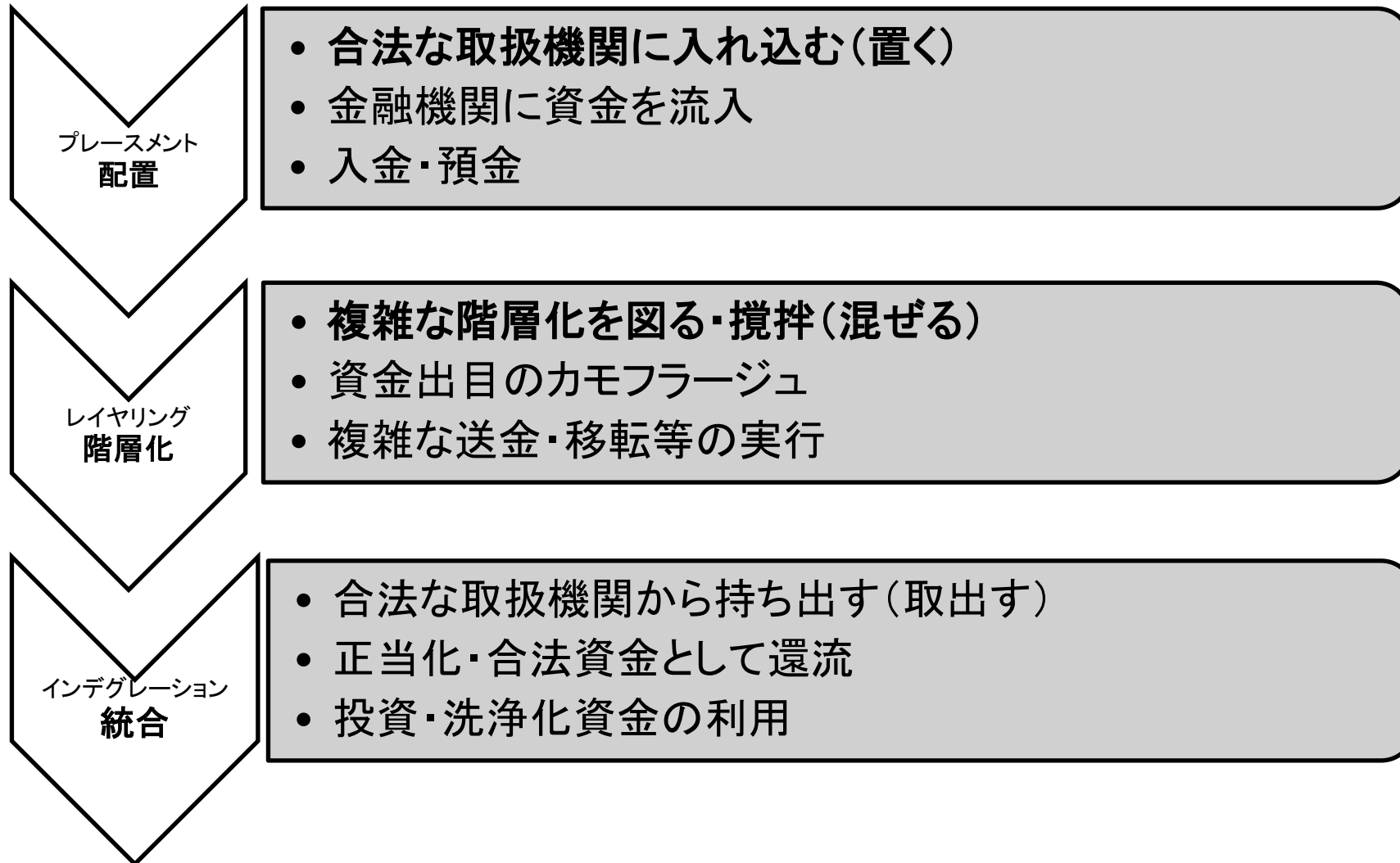
税法

麻薬特例法

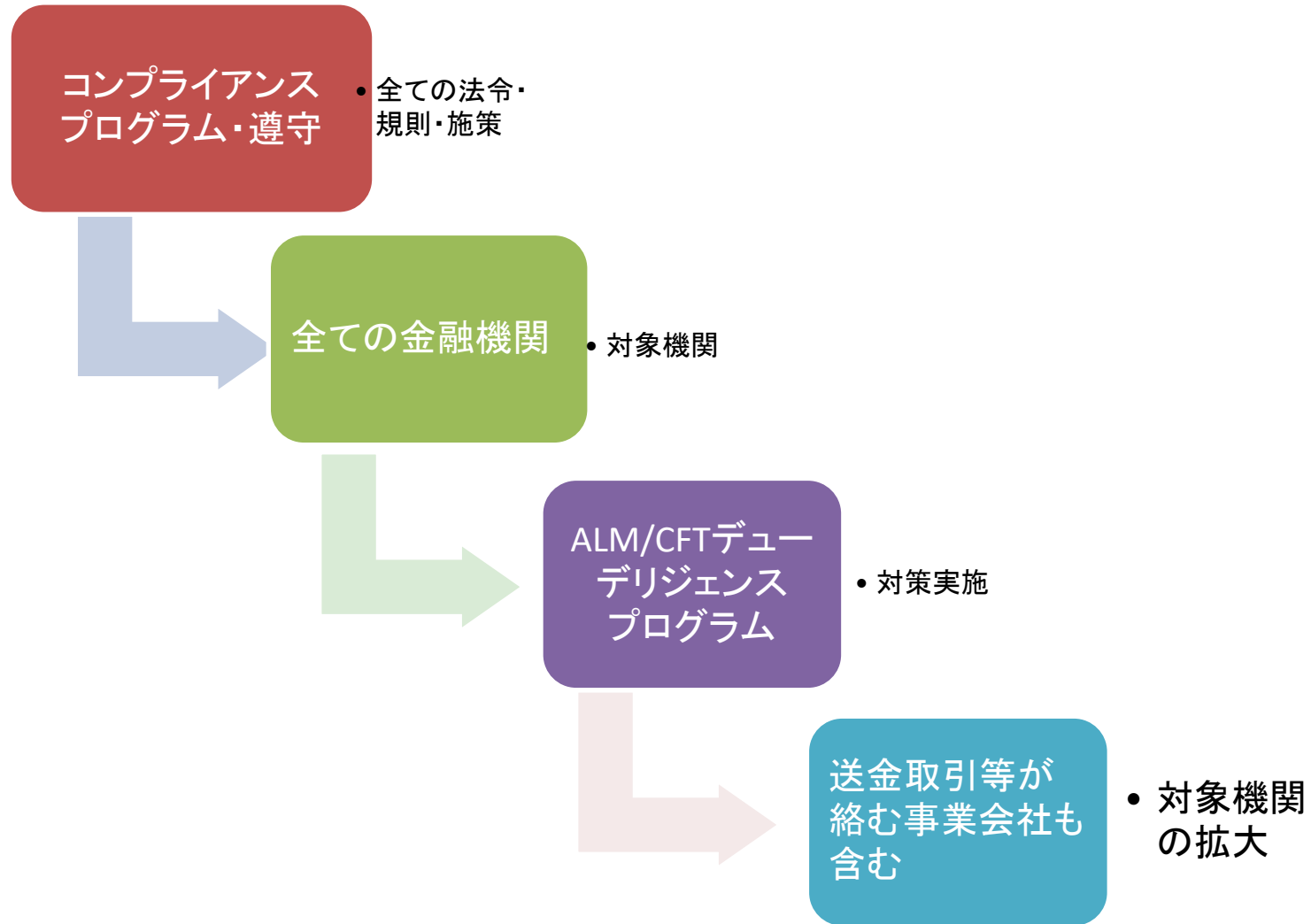
犯罪収益移転防止法など

AML/CFTのやり方・流れ

金融機関利用の3ステップ



AML/CFT対策：金融機関の義務

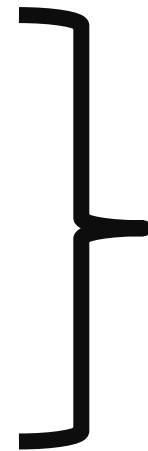


デューデリジェンス・プログラムの効率的実行

○リスク・プロファイリング(ファイルの作成)

具体的項目

- ①顧客の所在
- ②業種・事業
- ③受益者
- ④取引額



スクリーニング

(リスクの高低を仕分け・分類⇒対策の重点化)

銀行等のマネロン及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に係る法令上の義務

○ 銀行等は、為替取引等に関して、AML/CFTとして、犯罪による収益の移転防止に関する法律や外国為替及び外国貿易法等に基づき、各種の義務が課されている。主なものとその概要は以下の通り。

● 法令上の主な義務とその概要

犯収法	取引時確認	<ul style="list-style-type: none"> 銀行等の特定事業者は、顧客等との間で、その行う業務のうち預貯金契約の締結や一部の為替取引等の特定取引を行うに際しては、当該顧客等の本人特定事項の確認等を行わなければならない（第4条）
	確認記録の作成・保存	<ul style="list-style-type: none"> 取引時確認に係る事項、取引時確認のためにとった措置等を記録し、取引に係る契約が終了した日等から7年間保存しなければならない（第6条）
	取引記録等の作成・保存	<ul style="list-style-type: none"> 取引の期日・内容等を記録し、取引が行われた日から7年間保存しなければならない（第7条）
	疑わしい取引の届出	<ul style="list-style-type: none"> 特定業務に係る取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪に当たる行為（犯罪収益等の隠匿）等を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに届け出なければならない（第8条第1項） 上記判断は、取引時確認の結果、当該取引の態様等を勘案し、当該特定事業者が他の顧客等との間で通常行う取引の態様や当該顧客との間で行った取引の態様等との比較等に従って取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法等により行わなければならない（第8条第2項等）
外為法	支払等の確認	<ul style="list-style-type: none"> 銀行等は、顧客の外国へ向けた支払等が同法に基づく許可を受ける義務等が課されている場合に当該許可等を受けていることを確認した後でなければ、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行ってはならない（第17条）
	本人確認	<ul style="list-style-type: none"> 銀行等は、一定額超の顧客の外国へ向けた支払等に係る為替取引を行うに際しては、当該顧客の本人確認を行わなければならない（第18条）
国際 テロリスト 資産凍結法	公告国際テロリストを相手方とする行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> 何人も、公告国際テロリストを相手方とした預貯金等債務の履行等については、その相手方が当該行為に係る許可証を提示した場合を除き、当該行為をしてはならない（第15条）
銀行法	体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> その業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない（銀行法第12条の2等）

● 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」においては、上記義務の履行に際して、以下を行うことをそれぞれ「取引フィルタリング」「取引モニタリング」と定義している。

取引フィルタリング 取引前や経済制裁対象者等リストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について経済制裁対象者等のリストとの照合を行うこと等を通じて、経済制裁対象者等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法。

取引モニタリング 過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法。

為替取引におけるマネロン等のリスク

- 日本においては、「内国為替取引」・「外国為替等」が、多くのマネロン等の事例において、悪用されている現状にある。

マネロンに悪用された主な取引等（2017－2019年）

悪用された取引	内国為替取引	外国為替等	現金取引	預金取引	法人格	クレジットカード	電子マネー	資金移動サービス	宝石・貴金属	郵便物受取サービス	暗号資産	法律・会計専門家	投資	貸金庫	手形・小切手	保険	金銭貸付け	合計
件数	446	33	260	106	36	25	23	11	7	5	5	3	2	1	1	1	1	966

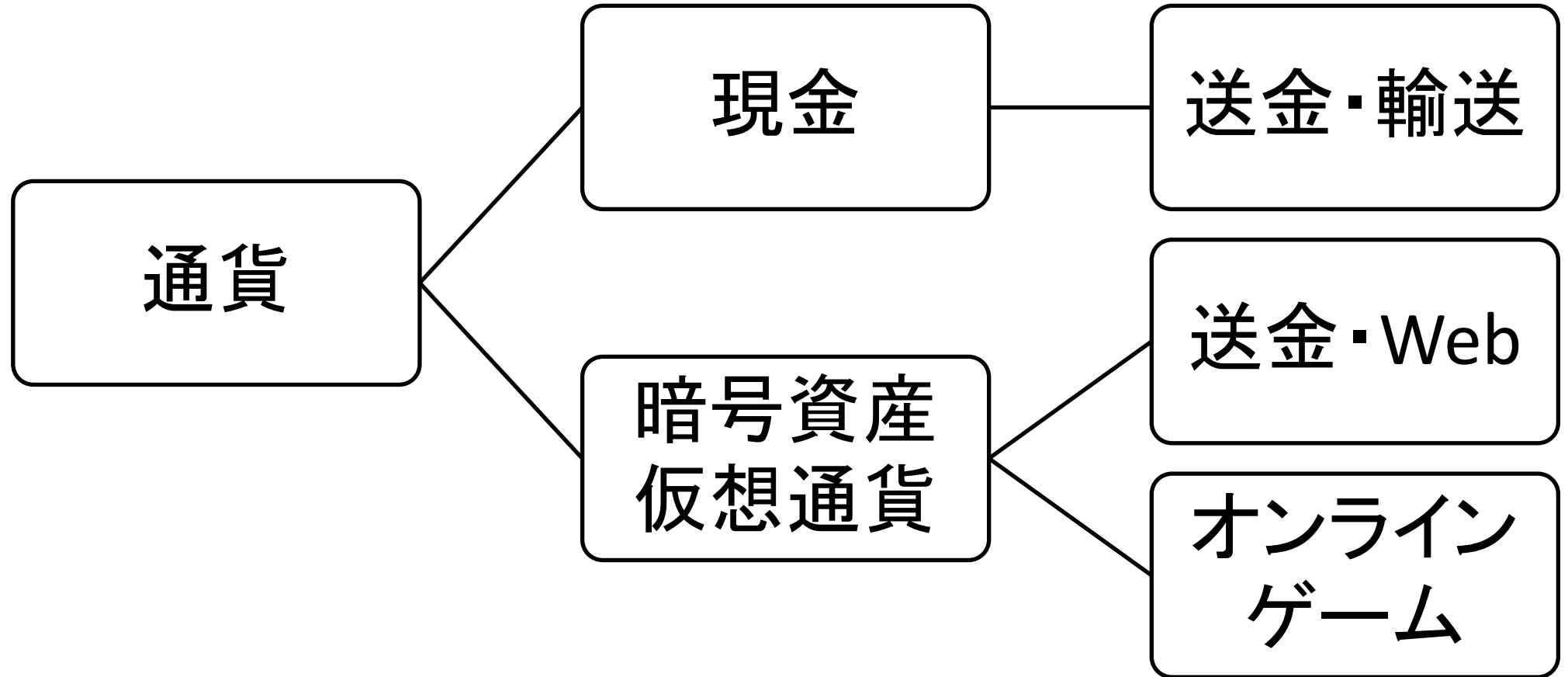
（出所）犯罪収益移転危険度調査書（2020年11月 国家公安委員会公表）より金融庁作成

約5割

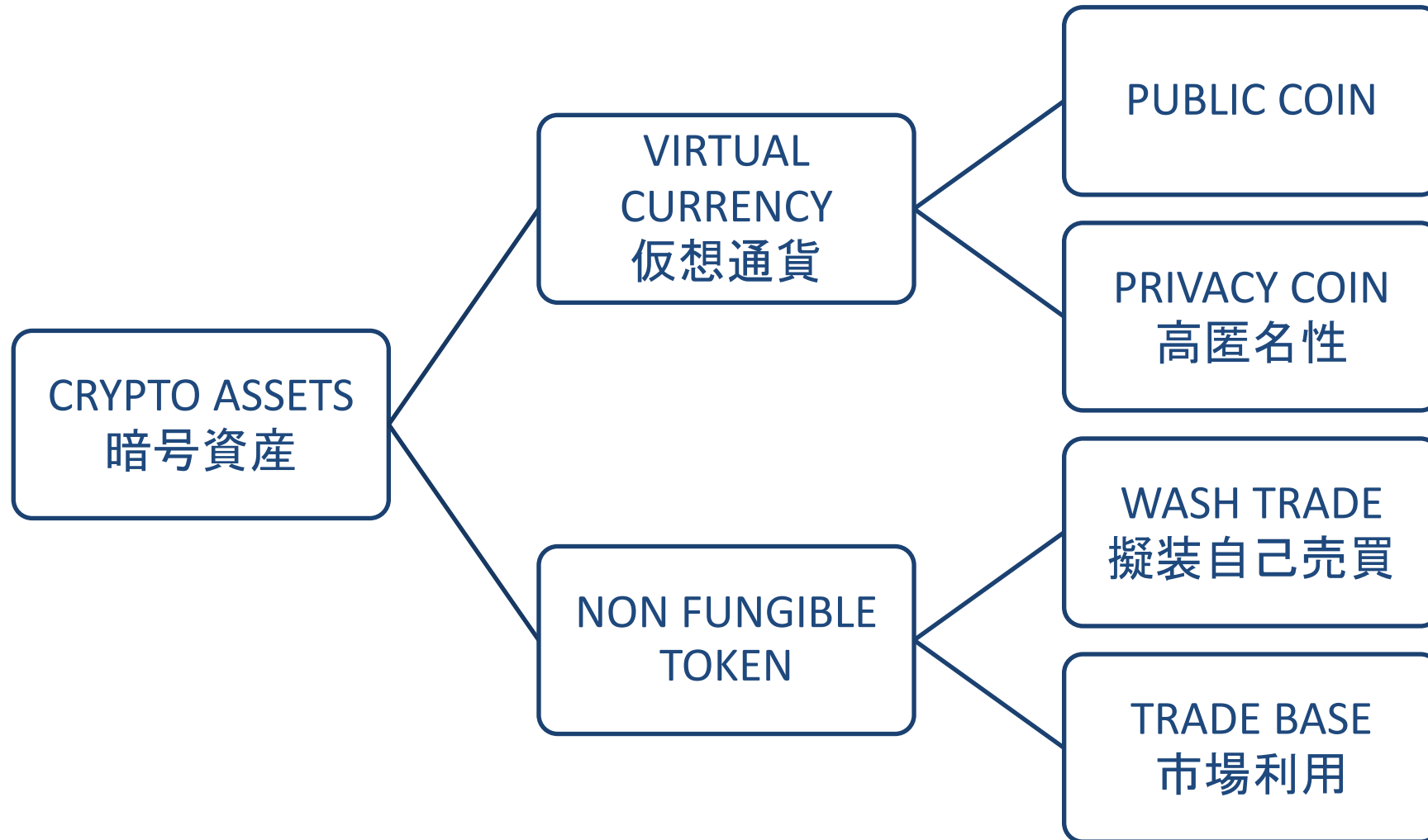
■ 犯罪収益移転危険度調査書（2020年11月 国家公安委員会公表）（抄）

- ・ 検挙されたマネー・ローンダリング事犯、さらには、疑わしい取引として届出があった取引情報の分析の結果を踏まえると、我が国においては、マネー・ローンダリング等を企図する者が、迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替取引を通じて、架空・他人名義の口座に犯罪による収益を振り込ませる事例が多くみられる。そして、最終的には、当該収益はATMにおいて現金で出金され、その後の資金の追跡が非常に困難になることが多い。
- ・ このように、我が国においては、内国為替取引、現金取引及び預金取引がマネー・ローンダリング等の多くの事例において悪用されている。
- ・ 資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、在留外国人の増加等による利用の拡大が予想されること等を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他業態と比べても相対的に高まっているといえる。

通貨自体のAML/CFT利用形態



暗号資産の利用形態



AML/CFT防止対策機関・国際機関の概要

FINANCIAL ACTION TASK FORCE (FATF)

性格

- 非公式・無期限(2019年より)
- 政府間会合(金融活動作業部会)

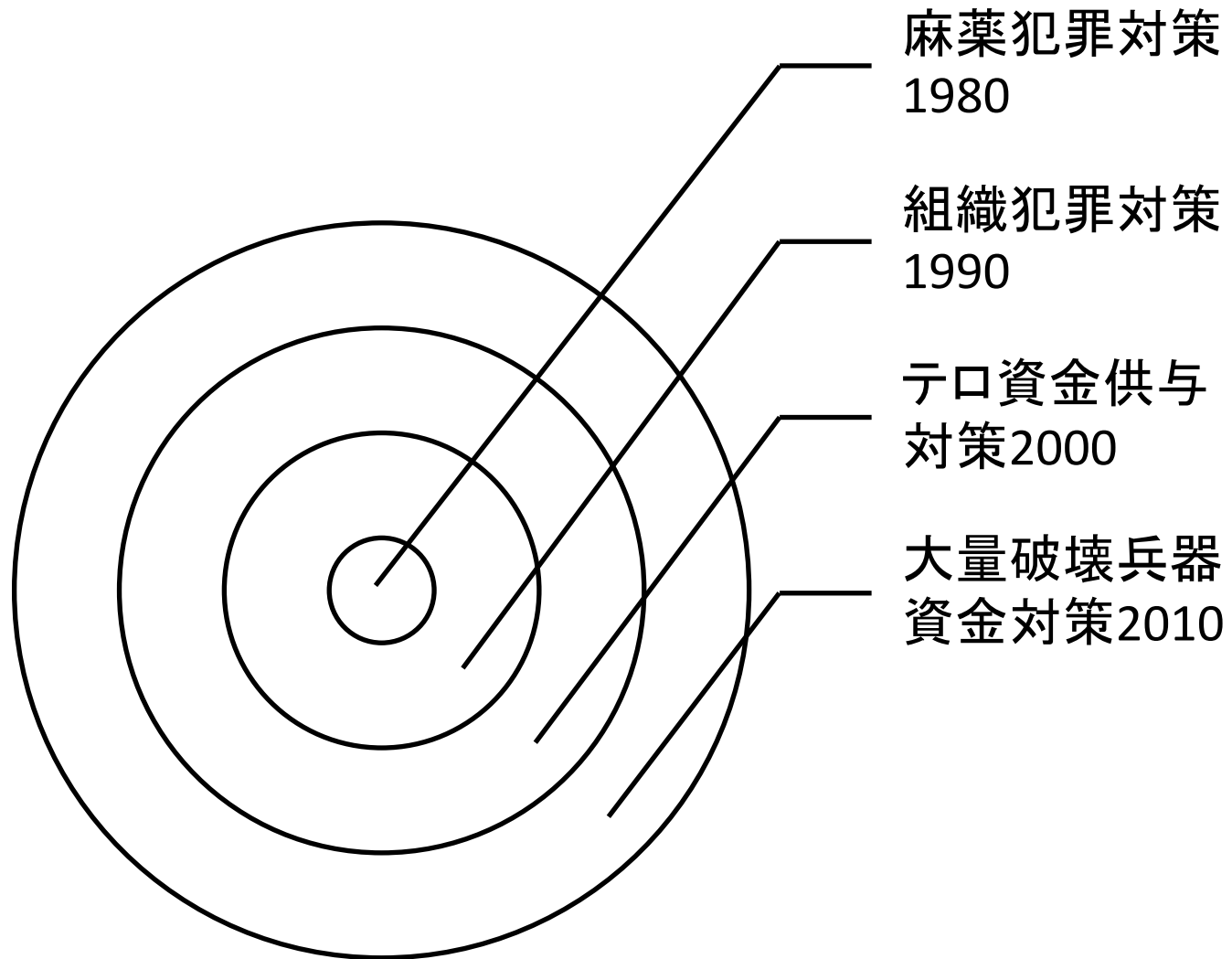
設立経緯

- 1989年アルシェ・サミット
- 経済宣言・麻薬対策

組織

- 所在地 パリ
- 加盟国 37か国+EUなど(年間予算400万€)

FATFの活動目的の推移



金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融（注）対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組み。
- 国際基準の履行を担保するため、相互審査を実施。
- 37か国・2地域機関が加盟。その他9つのFATF型地域体を加えると、FATF勧告は、世界200以上の国・地域に適用。

（注）大量破壊兵器の拡散にかかる金融措置



FATF



（FATF加盟国一覧）

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

FATF型地域体（FSRB）

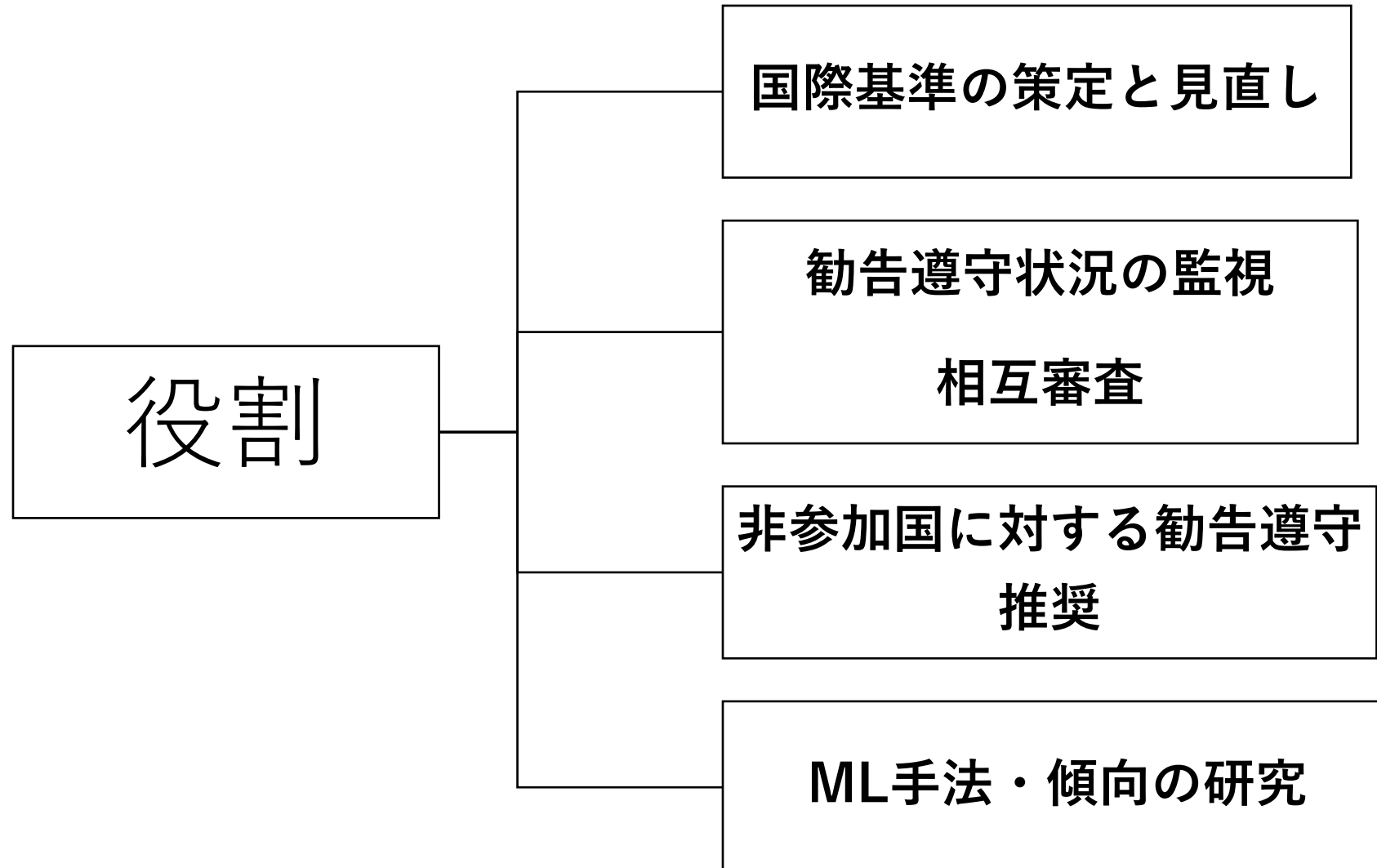
地域ごとに存在し、FATF勧告をベースに加盟国間で相互審査を実施。

地域
①アジア太平洋
②カリブ
③中露を含むユーラシア
④東・南アフリカ
⑤中央アフリカ
⑥ラテンアメリカ
⑦西アフリカ
⑧中東・北アフリカ
⑨欧州

※第四次相互審査が終了しているのはFSRBも含めると118か国。
審査結果は、通常フォローアップが17か国、重点フォローアップが41か国、観察対象国が60か国。

※2021年10月末時点でブラックリストは北朝鮮、イランの2か国。
グレイリストは23か国。

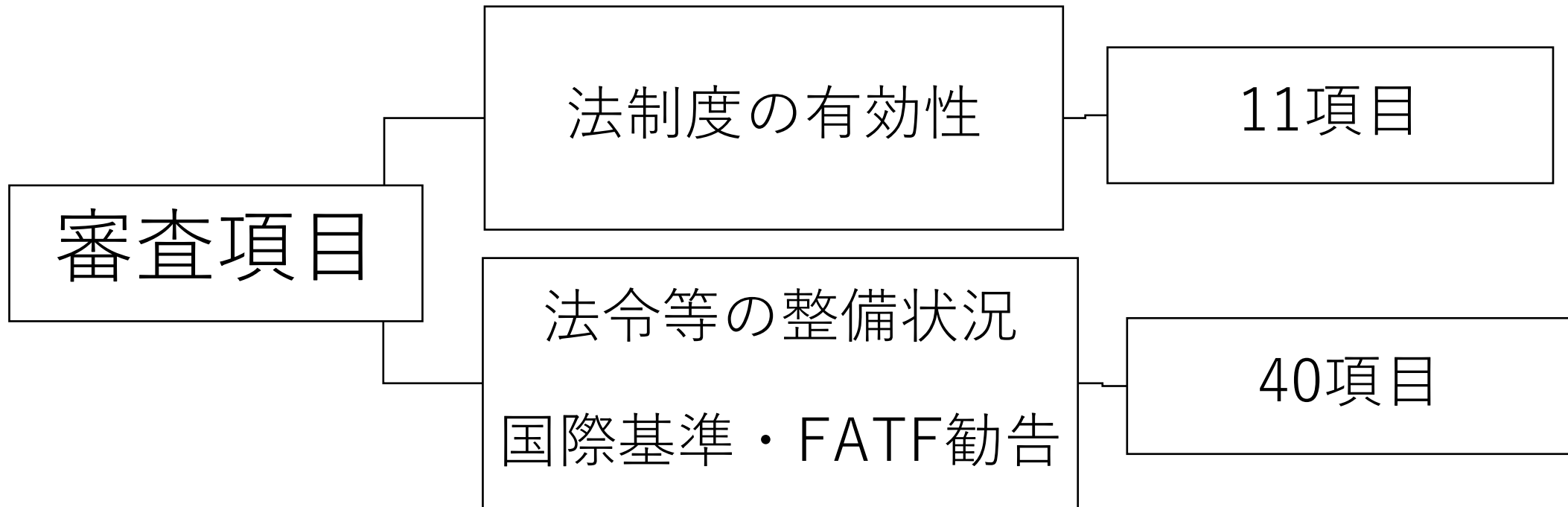
FATFの役割



FATFの相互審査制度(牽制)

- ①各メンバー国等(37か国2地域)を審査対象国として、ロー・テーションにより
- ②審査対象国を除く**その他のメンバー国**により構成される審査団を派遣
- ③FATFの勧告状況をチェック・公表
(審査対象国におけるマネロン・テロ資金対策の国内法整備状況、監督当局の執行体制や実施ぶり、金融機関に対する徹底度などを様々な角度から検証)

第4次審査の審査項目（総合審査）



国際基準

FATFのAML/CFTに関する監督の手法指針

○リスク・ベースアプローチ (← ルール・ベース)

リスクの量や性質、規模などを基本に置きその総合的な評価で優劣を見極め、対応について軽重の差異を設けるリスク・ベース・アプローチの枠組みを明確化

○効率的対応

マネロン・テロ資金供与関連のリスク評価をより幅広く行い、高リスク分野では厳格な措置を求める一方、低リスク分野では簡便な措置の採用を認め、より効率的な対応を希求

第4次相互審査の特徴

1. (形式面: Technical compliance)

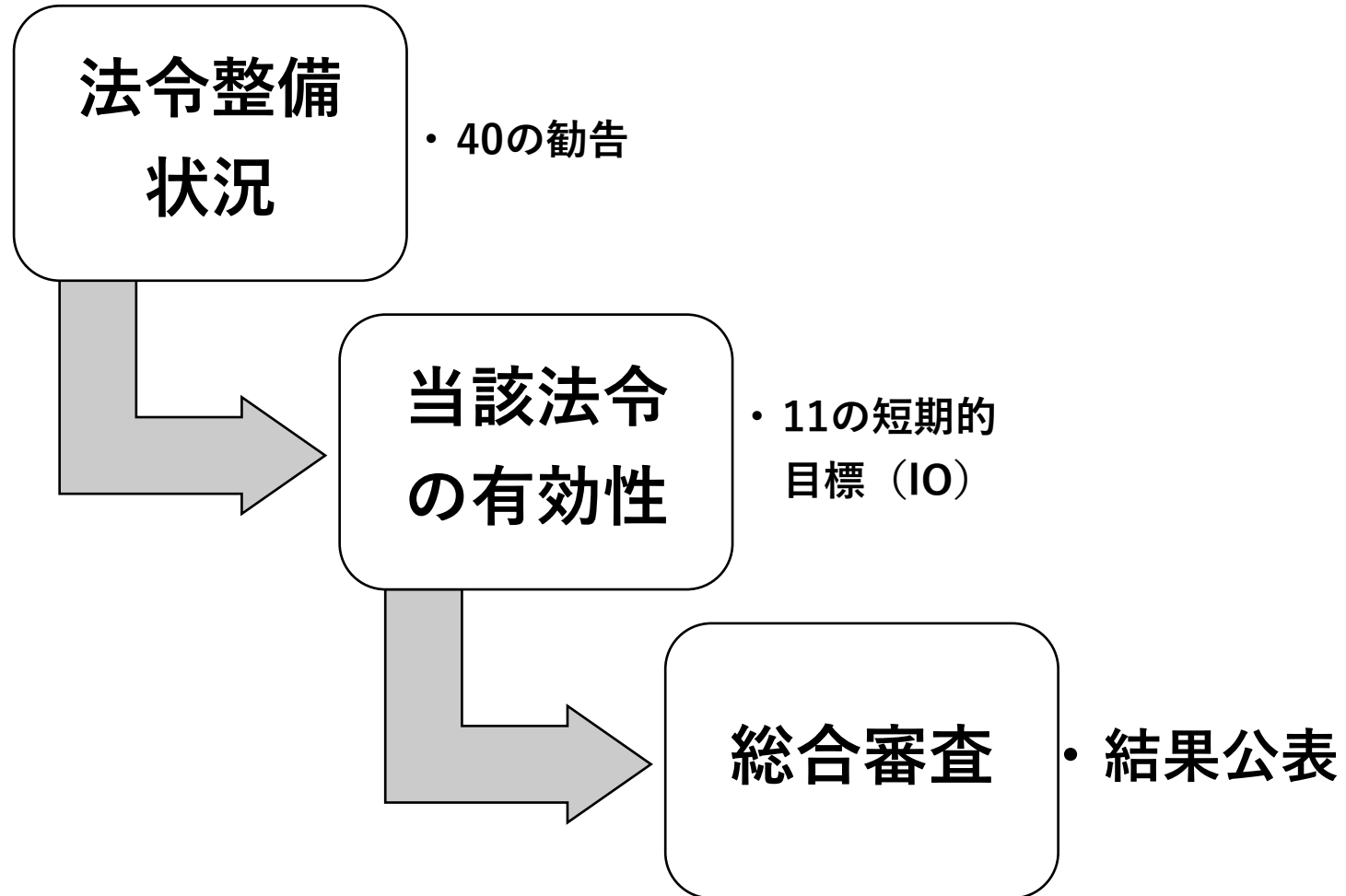
法令や金融監督等、制度面の整備状況の確認に止まらない。

2. (実質面: Effectiveness)

制度に則った対策の有効性・効率性についての評価を重視

⇒個々の金融状況が非常に重要

審査のやり方



日本への相互審査履歴

○過去4度受審

1. 1993年

2. 1997年

3. 2008年(第3次相互審査)

全49勧告項目中25項目の不備

4. 2019年(第4次相互審査)

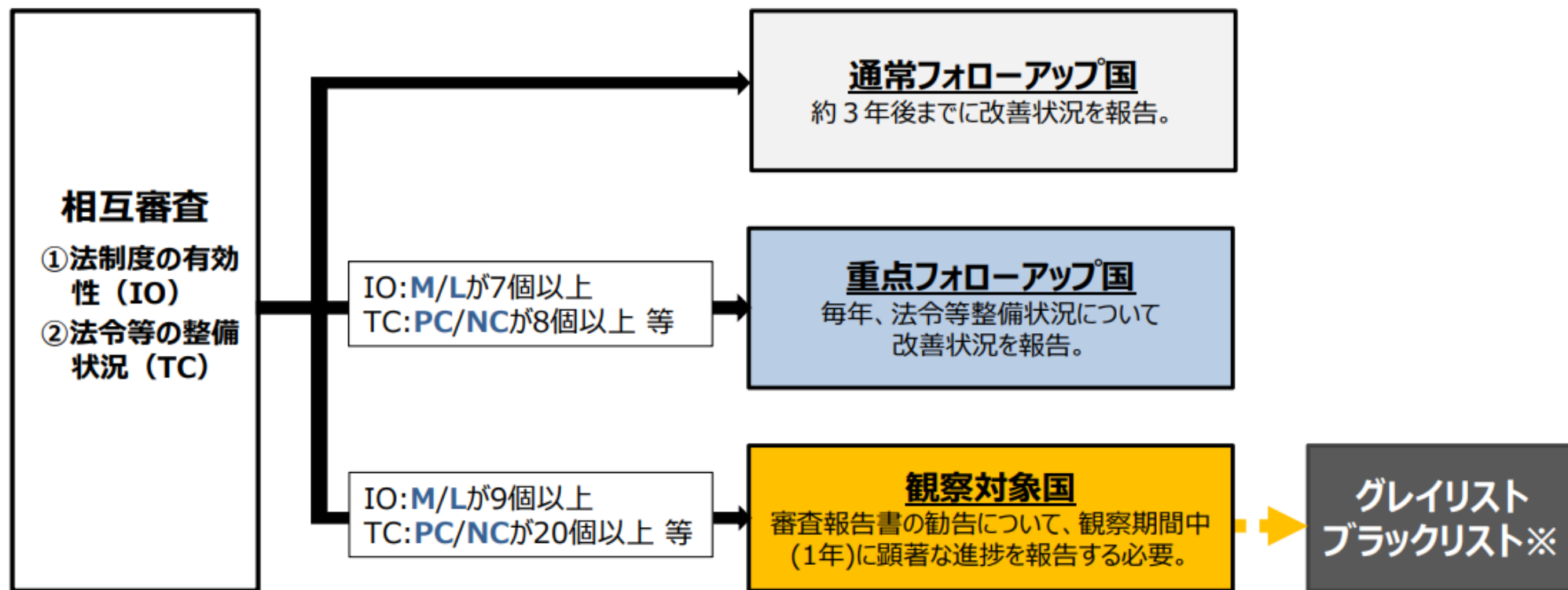
審査結果公表:2021年8月

重点フォローアップ国(厳しい結果)

FATF相互審査について

- FATF基準の履行を担保するため、下記の2つについて相互審査を実施。
 - ①法制度の有効性 (IO:Immediate Outcome、11項目):評価が高い方から H → S → M → L (注1)の4段階評価
 - ②法令等の整備状況 (TC:Technical Compliance、40項目):評価が高い方から C → LC → PC → NC (注2)の4段階評価
- 日本に対する相互審査は今回で4回目 (今回は2008年)。

相互審査の結果に応じ、以下のいずれかに分類される。



(注1) H:High, S:Substantial, M:Moderate, L:Low

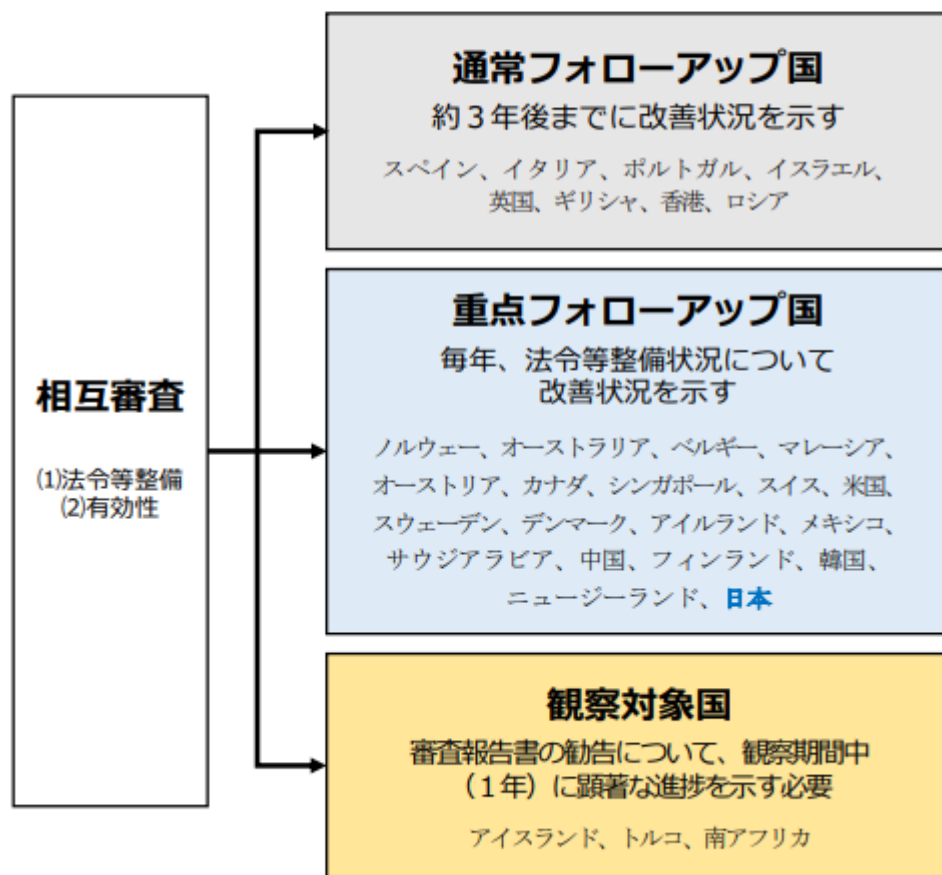
(注2) C:Compliant, LC:Largely-Compliant, PC:Partially-Compliant, NC:Non-Compliant

※現状、ブラックリストは北朝鮮、イランのみ。

FATF第4次対日相互審査の結果（2021年8月30日公表）

- 金融活動作業部会（FATF）による第4次対日相互審査報告において、日本は、マネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとして、「重点フォローアップ国」とされ、主な金融関連の評価項目である「金融機関等の監督」、「金融機関等によるマネロン/テロ資金対策」については、Moderate と評価された。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等の監督等に優先的に取り組むべきとされた。

第4次相互審査を受けたFATF加盟国・地域の結果



第4次対日相互審査評価結果

	評価項目	評価
1	マネロン/テロ資金リスクの評価	S
2	国際協力	S
3	金融機関等の監督	M
4	金融機関等によるマネロン/テロ資金対策	M
5	法人等の悪用防止	M
6	疑わしい取引に関する情報等の活用	S
7	マネロン罪の捜査・訴追・制裁	M
8	マネロン収益の没収	M
9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	M
10	テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止	M
11	大量破壊兵器拡散に関与する者の資産凍結	M

(注) 対策の実施面で有効性が高いと認められる順番に、H(High)、S(Substantial)、M(Moderate)、L(Low)と評価。

第4次審査を受けたFATF加盟国の結果

通常フォローアップ国	8か国	スペイン、 <u>イタリア</u> 、ポルトガル、イスラエル、 <u>英国</u> 、ギリシャ、香港、ロシア
重点フォローアップ国	19か国	ノルウェー、オーストラリア、ベルギー、マレーシア、オーストリア、 <u>カナダ</u> 、シンガポール、スイス、 <u>米国</u> 、スウェーデン、デンマーク、アイルランド、メキシコ、サウジアラビア、中国、フィンランド、韓国、ニュージーランド、 <u>日本</u>
観察対象国	3か国	アイスランド、トルコ、南アフリカ

(注1) 審査を実施した順番。下線付きはG7国。

(注2) 今後の審査予定国：フランス、ドイツ、オランダ、ルクセンブルク、インド、ブラジル、アルゼンチン

FATF対日相互審査の結果

○ FATF相互審査を受けた日本の評価は、全体として「重点フォローアップ国」との結論。

①法制度の有効性（IO、11項目）：Hが0項目、Sが3項目、**Mが8項目**、**Lが0項目**

②法令等の整備状況（TC、40項目）：Cが4項目、LCが24項目、**PCが10項目**、**NCが1項目**

※評価対象外が1項目

◆FATF議長のステートメント（2021年6月25日、仮訳）※対日審査部分を抜粋

- FATFとAPG（アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ）が共同で行った、日本のマネロン・テロ資金対策に関する評価について議論を行った。
- 全体会合では、日本はマネロン・テロ資金対策の成果を上げていると結論づけられた。
- 日本は、マネロン・テロ資金リスクを理解・特定・評価していること、金融インテリジェンスを収集及び利用していること、国際的なパートナーと協力していること、について良い結果を示している。
- しかしながら、日本は、金融機関等の監督及び予防措置、法人等の悪用防止、マネロン・テロ資金の捜査・訴追などの特定分野において優先的に取り組む必要がある。
- FATFは、審査報告書の質及び他国の報告書等との一貫性を確認したのち、当該報告書を8月に公表する予定。

FATF第4次相互審査（IO:法制度の有効性）の結果

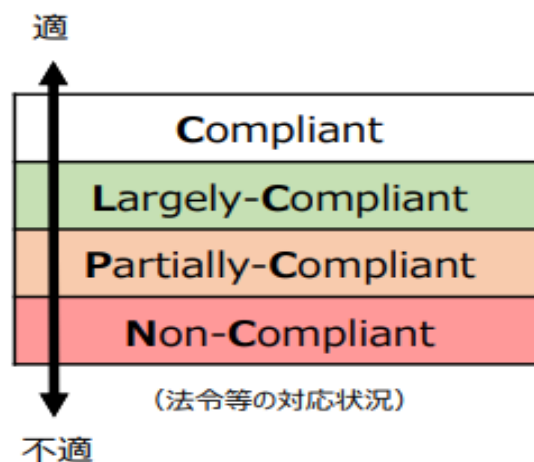
評価項目		評価
1	マネロン/テロ資金リスクの評価	S
2	国際協力	S
3	金融機関等の監督	M
4	金融機関等によるマネロン/テロ資金対策	M
5	法人等の悪用防止	M
6	疑わしい取引に関する情報等の活用	S

評価項目		評価
7	マネロン罪の捜査・訴追・制裁	M
8	マネロン収益の没収	M
9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	M
10	テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止	M
11	大量破壊兵器拡散に関与する者の資産凍結	M

(注) 対策の実施面で有効性が高いと認められる順番に、H(High)、S(Substantial)、M(Moderate)、L(Low)と評価。

FATF第4次相互審査（TC：法令等の整備状況）の結果

内容	4次	内容	4次	内容	4次
1 リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC	18 金融機関・グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用	LC	35 義務の不履行に対する制裁措置	LC
2 国内関係当局間の協力	PC	19 勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC	36 国連諸文書の批准	LC
3 資金洗浄の犯罪化	LC	20 金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC	37 法律上の相互援助、国際協力	LC
4 犯罪収益の没収・保全措置	LC	21 内報禁止及び届出者の保護義務	C	38 法律上の相互援助：凍結及び没収	LC
5 テロ資金供与の犯罪化	PC	22 DNFBPIにおける顧客管理	PC	39 犯人引渡	LC
6 テロリストの資産凍結	PC	23 DNFBPIによる疑わしい取引の報告義務	PC	40 国際協力（外国当局との情報交換）	LC
7 大量破壊兵器の拡散に関与するものへの金融制裁	PC	24 法人の実質的支配者	PC		
8 非営利団体（NPO）の悪用防止	NC	25 法的取極の実質的支配	PC		
9 金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止	C	26 金融機関に対する監督義務	LC		
10 顧客管理	LC	27 監督当局の権限の確保	LC		
11 本人確認・取引記録の保存義務	LC	28 DNFBPIに対する監督義務	PC		
12 PEP（重要な公的地位を有する者）	PC	29 FIUの設置義務	C		
13 コルレス銀行業務	LC	30 資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C		
14 送金サービス提供者の規制	LC	31 捜査関係等資料の入手義務	LC		
15 新技術の悪用防止	LC	32 キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応	LC		
16 電信送金（送金人・受取人情報の通知義務）	LC	33 包括的統計の整備	LC		
17 顧客管理措置の第三者依存	N/A	34 ガイドラインの策定義務	LC		



※TC（Technical Compliance）：「法令等の整備状況」の審査

短期的目標10.3 M評価 金融機関等の監督

- 金融監督当局間でリスクの理解に差はあるものの、主要なリスクに関する理解は適切である。
- 金融庁は、金融セクターの規制・監督の主たる当局であるが、2018年以降、リスク理解に資する関連施策を実施し、リスク理解を改善させている。
- 金融庁を含む金融監督当局は、金融機関に対する効果的かつ抑止力のある一連の制裁措置を活用していない。
- 日本は、暗号資産交換業者セクターに対し、マネロン・テロ資金供与リスクに基づく監督上の措置は改善する必要がある。
- 指定非金融事業者及び職業専門家（カジノ、不動産業者、貴金属商、弁護士、会計士等DNFBPs）の監督当局は、マネロン・テロ資金供与リスクの理解が限定的であり、リスクベースによるAML/CFTに係る監督を実施していない。

10.4 M評価 マネロン・テロ資金対策

○大規模銀行及び一定数の資金移動業者を含む一定数の金融機関は、AML/CFT資金供与リスクについて適切な理解を有している。

○その他の金融機関においては、理解が限定的である。最近導入・変更されたAML/CFTに係る義務について十分な理解を有しておらず、これらの新しい義務を履行するための明確な期限を設定していない。

○指定非金融事業者及び職業専門家は、AML/CFT資金供与リスクやAML/CFTに係る義務について低いレベルの理解しか有していない。

第4次対日相互審査の結果（外部見解）

○監視対象国入りは回避できたものの、非監視対象国の重点フォローアップ国に相当する厳しい評価

○指摘事項は、官民を含めて多岐に及ぶ。

事業者側の課題:継続的顧客管理（取引管理）、取引モニタリング、実質的支配者の管理等が指摘

○今後5年間の重点フォローアッププロセス（3回程度の改善報告）では、政府の取り組みを受け、事業者自身も自律的なリスク管理態勢の整備に向けた不断のコミットメントが必要

AML/CFT業務の高度化・共同化について

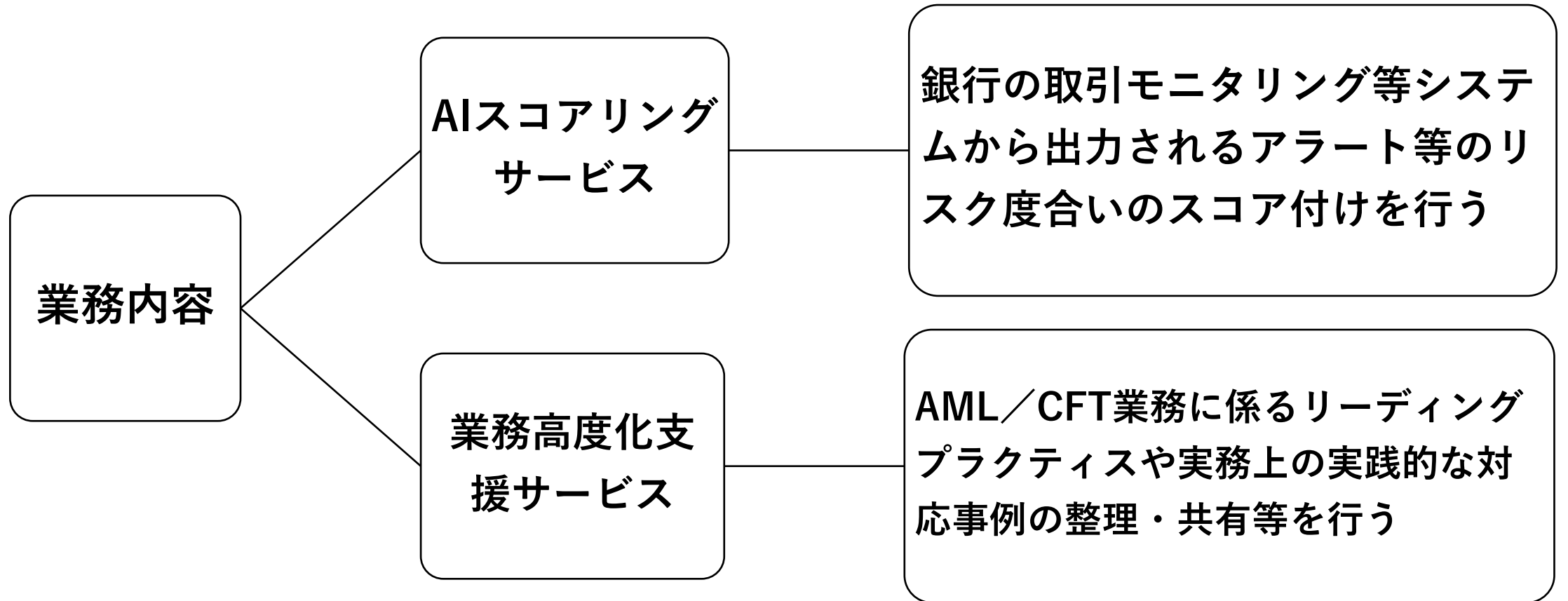
○2022年10月13日

一般社団法人全国銀行協会は、AML/CFT業務の高度化・共同化を図ることを目的とした株式会社を設立することについて公表

○2023年1月6日

同社の商号を「株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構」に決定し、設立

新会社の業務内容



新会社の会社概要・企業理念

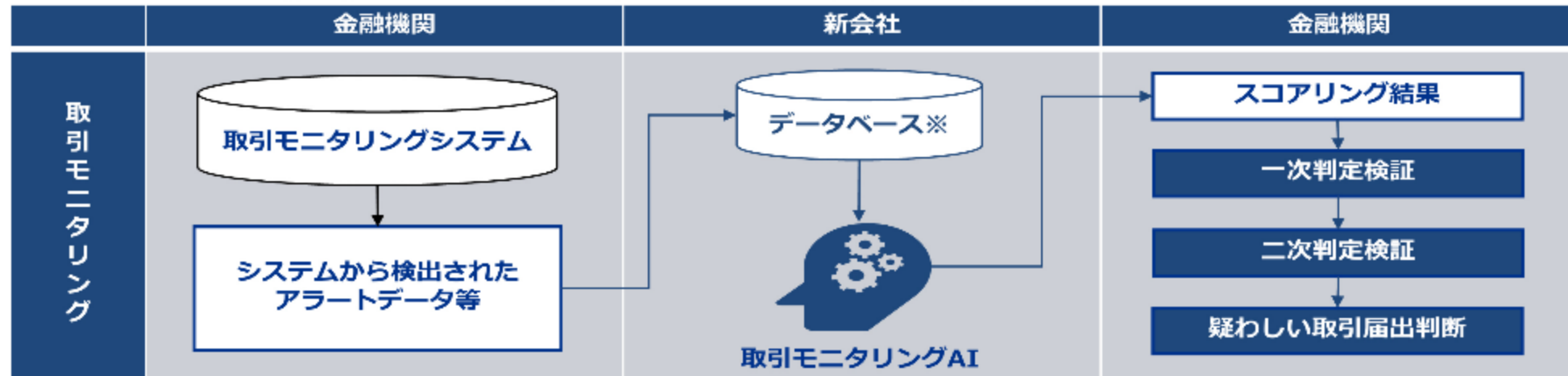
会社概要	
商号	今後決定
設立形態	株式会社（委員会等設置会社）
株主構成	全国銀行協会 100%
所在地	東京都千代田区
企業理念	マネロン等対策に関する国際的な要請と我が国の対応方針を踏まえ、金融機関等による互助的な組織として、マネロン等対策の実効性・有効性向上と業務の高度化、効率化を図ることにより、国民の安全と安心を確保し、経済活動の健全な発展に貢献する

今後のスケジュール	
2022年度中	準備会社設立
2023年度中	AIスコアリングサービスに係るシステム開発の開始 改正資金決済法における「為替取引分析業」に係る許可申請（予定）
2024年度～	段階的にサービス提供の開始

新会社の提供サービス(想定)

サービス名称	提供サービス内容(想定)	対象と効果
AIスコアリング機能 (取引モニタリング) (ネームスクリーニング)	<ul style="list-style-type: none"> 取引モニタリングシステム・ネームスクリーニングシステムから出力されるアラート・ヒット情報のリスク度合いをスコア付けするAI機能を提供 上記に伴い、AIの処理対象となるデータの品質管理、AIシステム自体の有効性検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 大量のアラート・ヒット誤検知の対応の効率化 上記の効率化に伴い、利用金融機関はより幅広いアラートやヒットの検出へのリソース配分が可能に
業務高度化支援 (実務基準、FAQs、ヘルプデスク)	<ul style="list-style-type: none"> 業界共通の取り組むべきテーマ・課題について、リーディングプラクティス、実務上の実践的な対応事例を策定し、実務基準およびFAQsとして提供 (ヘルプデスク・研修を通じた理解促進も補完的に実施) AML/CFTに係る法制度やガイドライン等の海外事例調査、および中長期的な課題の調査研究等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 自行のリスクに応じ、AML/CFTに係る法令およびガイドライン等に基づく態勢の確立・維持が求められている金融機関に対し、対応水準の検討や実効性向上のための効率的な検討を可能とする。

ご参考: AIスコアリングサービスのイメージ (下図: 取引モニタリングの例)



※ 金融機関ごとにデータを分割管理し、金融機関間でデータが混ざることのない構成。

FATF第5次審査の特徴

(現時点で報道されているもの)

○第5次審査は、2025年から開始予定

現時点で、各国への審査スケジュールは未確定

○「手続書」は最終化されたものではなく、今後、改訂が予想される等、ムービングターゲットの色彩が濃く、第4次審査との比較で評価の目線が上がっていると強く感じられる内容である。

○検査周期の短縮がある。10年周期であったものを6年周期に短縮する。フォローアップ審査も踏まえると、金融機関にとっては、かなりタイトなスケジュールとなる可能性が高い。